

こちりハビリセンター豊中
指定通所介護相当サービス事業
運営規程

こちりハビリセンター豊中 指定通所介護相当サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社Blooming Smile（以下、事業所という）が実施する豊中市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業に該当する指定通所介護相当サービス（以下「指定通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練職員が、要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所介護相当サービスを提供すること。また、その利用者の意思及び人格を尊重し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(指定通所介護相当サービスの運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、豊中市、介護予防支援事業者及び地域包括支援センター（以下「介護予防支援事業者等」という。）、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱」（平成29年豊健高第2959号。）以下「豊中市総合事業基準要綱」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ここちりハビリセンター豊中
- 2 所在地 大阪府豊中市庄内幸町2丁目14番11号
- 3 電話番号 06-6842-7944 FAX番号 06-6842-7945
- 4 開設年月日 2020年6月1日
- 5 管理者 山田 知範
- 6 事業所番号 2794000972

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤/生活相談員兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 2 通所介護相当サービス従業者

生活相談員 1名以上(1名は管理者と兼務)

介護職員 2名以上(常勤2名以上)

看護職員 「訪問看護ステーションとの連携体制とする」

機能訓練指導員 1名以上(常勤1名)

通所介護相当サービス従業者は、指定通所介護相当サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、他の通所介護相当サービス従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護相当サービス計画の作成等を行う。

介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

看護職員は、訪問看護ステーションとの連携により健康状態の確認及び介護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日

祝日を含む月曜日から金曜日までとする。

ただし、夏季(8月14日から8月16日)、年末年始(12月31日から1月3日)は除く。

- 2 営業時間

8時30分から17時30分

- 3 サービス提供時間(前号の時間から送迎に要する時間を除く時間)

月・火・水・木・金曜日

1部 9時10分から12時20分

2部 13時50分から17時00分

(指定通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 本事業所の利用定員は、1日1単位、18名とする。

1 単位目 18名 2 単位目 18名

(指定通所介護相当サービスの内容)

第8条 事業所が行う通所介護等の内容は次のとおりとする。

- 1 通所介護相当サービス計画の作成
- 2 生活指導（相談・援助等）
- 3 機能訓練
- 4 健康チェック
- 5 送迎

2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。

- ① あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て提供を開始する。
- ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- ③ 前項第1号の通所介護相当サービス計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護相当サービス計画を作成する。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(指定通所介護相当サービスの利用料その他の費用)

第9条 指定通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成29年豊健高第2957号。以下「豊中市総合事業実施要綱」という。）

上の額とし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

(1) おむつ代。

(2) その他、指定通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

3 第1項及び第2項の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定通所介護相当サービスの開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は豊中市とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、「衛生管理マニュアル」を作成し、生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、指定通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。

- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に2回以上行うこととする。

（苦情処理）

第16条 指定通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護相当サービスに関し、豊中市総合事業実施要綱第14条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示求め又は当該市からの質問若しくは照会に応じ、及び市行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は提供した指定通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報に保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

（人権擁護・虐待防止）

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第19条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(介護予防支援事業者等との連携)

第20条 事業所は、事業の実施に際し、介護予防支援事業者等(必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される時
 - ① 第7条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第10条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。)に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第21条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第22条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(暴力団排除)

第23条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第24条 事業所は、その提供する指定通所介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

(1) 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 4 回

2 この規程の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関係する事項については、事業所での掲示、またはそれに代えて利用者やその家族がいつでも手に取れるよう閲覧可能な形でファイルを備え置く等する。

3 第 8 条第 1 項第 1 号の、通所介護相当サービス計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。

4 事業所は、指定通所介護相当サービスに関する豊中市総合事業基準要綱で定める記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

5 市町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「市町村等」という。)からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 Blooming Smile で定める。

第 9 条 2 別表 (その他の費用)

品目		実費価格
おむつ代	テープ式	250円
	パンツタイプ	200円
	尿パッド	50円

(附 則)

この規程は、2020 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から改定する。